

- 流域治水を本格的に実践する法的枠組み(＝特定都市河川制度)については、加古川における検討を見据え、各市町と7月より個別に説明会(勉強会)の機会をいただき、制度の相互理解を図っている。
- 現在、北は北海道から南は佐賀県まで全国で16水系207河川が指定されており、他河川についても引き続き指定の手続きが進められている状況。国全体として、今後も流域治水を本格的に実践する法的枠組み(＝特定都市河川制度)をさらに拡大させ、全国レベルで浸透させていくもの。
- 今般、国土交通本省より、全国の河川のうち、当面5年間で流域治水の法的枠組みの適用を進める河川のリストを公表する運びとなったことから、加古川でも法的枠組みの検討を進めていく河川としてリストアップに加えたく、ご承認いただきたい。

特定都市河川の指定予定

(令和5年8月22日時点)

No.	水系名	河川種別	代表河川名	予定指定河川数	流域都道府県	予定流域市町村数	指定者	特定都市河川指定予定年月	流域水害対策計画策定予定年月	問い合わせ先
	加古川	一級	検討中	検討中	兵庫県	検討中	大臣	令和8年度中	指定後速やかに	近畿地方整備局 流域治水推進室 電話(代表): 06-6945-6355

※ 上表は当面5年間(R5年度～R9年度)での特定都市河川指定を検討する河川を記載しています。

※ 特定都市河川指定の予定や、河川数、市町村数、指定年月等の各項目は、関係機関との調整等により変更することがあります。

公表イメージ(案)